

表 6-1 20世紀の環境問題

区分	年 (年号)	足尾	日本	世界
			(1983~1910)別子銅山煙害事件	
1	1901 M34	第4回予防工事命令,松木集落消滅		
	1902 M35	鉍毒調査委員会(第二次調査会)官制公布	小坂銅山煙害事件(I)(~1916)	
	1903 M36	鉍毒調査委員会(第二次調査会)遊水地計画等 打ち出す,第5回予防工事命令		
	1904 M37	田中正造,谷中村に入る		
	1905 M38		(旧)鉍業法施行	
	1906 M39	谷中村廃村		
	1906 M39	日光精銅所で電気精製、		
	1906 M39	足尾官林復旧事業(~1913)		
	1907 M40	谷中村土地収用法認定公告、	日立鉍山煙害事件(~1914)	
	1907	強制収用		
	1910 M43	渡良瀬遊水地改修工事施行準備に着手		
	1914 T3	足尾国有林治山工事(~1940)		
	1915 T4	1897年より導入した脱硫酸法を休止する	日立鉍山、大煙突運用	
	1915 T4	浮遊選鉍法開始		
	1917 T6	銅生産量ピーク		
	1917	待矢場両堰水利組合,前年の水源地調査をもとに群馬県知事に意見書		
	1919 T8	電気集塵機導入(1929年完成)		
	1924 T13		小坂銅山煙害事件(II)(~1926)	
	1925 T14	渡良瀬川改修工事竣工式挙行	別子銅山四阪島製錬所へテルセン式硫酸製造設備採用決定	
	1929 S4	渡良瀬川,鉍毒流下被害大		
1933~35	S8~10	硫酸製造、実用化せず		
	1934 S9	渡良瀬川,鉍毒流下被害大		
	1935 S10	渡良瀬川,鉍毒流下被害大		
	1939 S14	渡良瀬川,鉍毒流下被害大	(旧)鉍業法改正(無過失責任主義導入)	
	1939		四阪島製錬所中和工場完成	
	1940 S15	渡良瀬川改修群馬期成同盟の要求による改修予算成立		
	1943 S18	源五郎沢堆積場設置		
	1946 S21	NRS調査、再建懸賞論文		
	1947 S22	足尾国有林荒地復旧事業再開		
	1947 S22	カスリン台風に伴う豪雨による洪水		
	1950 S25		(新)鉍業法	
	1954 S29	小滝消滅		
	1955 S30		神通川流域イタイタイ病が社会問題化	
	1955		水俣で患者発生の届出	
1955~56	S30~31	源五郎沢拡張		
	1956 S31	古河オートクランプ法の完成	水俣病発生を公式に発表	
	1958 S33	源五郎沢決壊	旧水質二法(工業排水規正法、水質保全法)制定	
1958~60	S33~35	實子橋ダム		
	1960 S35	政府,古河への損害賠償請求権の放棄を決定	貿易自由化,四日市公害発生	
	1961 S36			
	1962 S37		煤煙の排出の規制に関する法律公布	
	1963 S38	渡良瀬遊水地の調節化工事の開始	黒川調査団四日市へ	
	1964 S39		阿賀野川流域に水銀中毒(新潟水俣病)患者を発見	
	1965		公害防止事業団発足	
	1967 S42		資本の自由化,公害対策基本法制定	
	1968 S43	水質審議会の渡良瀬川水質基準決定	イタイタイ病原因をカドニウムと政府発表	
	1968 S43		新潟水俣病の原因を排水中有機水銀とする政府見解	
	1968		水俣病の原因を排水中有機水銀とする政府見解	
	1968		大気汚染防止法制定,騒音規制法制定	
	1969 S44		公害健康被害救済特別措置法	

	1969		硫酸化物に係る環境基準閣議決定	
	1969		初の「公害白書」	
	1970 S45	桐生、砒素	水質汚濁に係る環境基準設定	米国国家環境政策法(NEPA)施行
	1970 S45	渡良瀬遊水地内に第一調整池完成	公害対策基本法ほか公害関係法が制定又は改正	
	1970		東京杉並区光化学スモッグ発生	
	1971 S46		環境庁設置	ラムサール条約採択
	1972 S47	閉山準備	大気汚染防止法制定と	国連第一回人間環境会議開催
	1972 S47	毛里田、カドニウム米のため	水質汚濁防止法の一部改正(無過失責任)	国連環境計画設立
	1972	出荷停止、公調委員会	初の「環境白書」	ローマクラブ「成長の限界」発表
	1972	渡良瀬遊水地内に第二調整池完成	自然環境保全法	海洋投棄規制条約採択
2	1973 S48	足尾鋳山閉山	公害健康被害補償法制定	石油ショック
	1973 S48	三川合流砂防ダムから流出		ワシントン条約採択
	1974 S49	調停(毛里田と)、公害等調査委員会で	中公審、環境アセスメント指針発表	世界人口会議
	1974	古河責任認める、斐川地区農民請求	硫酸化物総量規制方式導入	
	1975 S50	桐生、自主交渉、毛里田地区農民と和解	新幹線鉄道騒音の環境基準設定	ロンドン・ダンピング条約発効
	1976 S51	斐川地区和解成立	川崎市環境影響評価に関する条例制定	セベソ事件
	1977 S52	毛里田地区で申請漏れの住民調停申請和解成立	重量ガソリン車、ディーゼル車の52年規制実施	国連砂漠化防止会議、砂漠化防止行動計画採択
	1978 S53		水質汚濁法の一部改正(総量規制)	米国、フロン入リスプレー製造禁止
	1979 S54	台風、堆積場から鋳毒含んだ水溢れる	滋賀県、琵琶湖の富栄養化の防止条例制定	WMOの世界気候会議、世界気候計画採択
	1979			ウィーン条約(越境大気汚染防止)採択
	1980 S55		ラムサール条約、ワシントン条約に日本加盟	ロンドン条約発効
	1981 S56		窒素酸化物総量規制方式導入	オタワサミット、初めて環境問題に言及
	1982 S57		湖沼の窒素及びリンに係る環境基準設定	
	1983 S58			
	1984 S59		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに	OECD理事会、有害廃棄物の越境移動に関する決定
	1984		ついて水質環境項目を設定	及び勧告を採択、第一回世界湖沼会議、環境大臣会議
	1985 S60		小型ボイラーを煤煙発生施設に追加	ウィーン条約(オゾン層保護)採択、FAOが熱帯林行動計画
	1985			を採択、オゾンホール存在発表、ヘルシンキ議定書採択
	1986 S61		化審法の大幅改正	
	1987 S62		窒素酸化物排出規制対象を拡大	モントリオール議定書採択
	1987 S62			WCED「地球の未来を守るために」発表
	1988 S63		特定物質の規制によるオゾン層の保護に	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)活動開始
	1988		関する法律公布	ソフィア議定書採択
3	1989 H1	足尾製錬所廃止		アルシュ・サミット(初の環境サミット)開催
	1989	渡良瀬遊水地の第一調整池内に谷中湖造成		バーゼル条約採択
	1990 H2			
	1991 H3		再生資源の利用促進に関する法律公布	
	1992 H4		特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に	気候変動枠組条約採択、生物多様性条約採択
	1992		関する法律制定	地球サミット(リオデジャネイロ)、アジェンダ21採択
	1993 H5		日本品質システム審査認定協会	アジェンダ21行動計画を決定
	1993		の設立許可、環境基本法成立	
	1994 H6		関係18省庁によるオゾン層保護対策	
	1994		推進会議を設置	砂漠化対処条約採択
	1995 H7		容器包装リサイクル法公布	
	1996 H8		ISOからISO14000シリーズのISO14001等発行	
	1997 H9	渡良瀬遊水地内に第三調整池完成	環境影響評価法公布	気候変動枠組条約第3回締約国会議(京都會議)
	1998 H10		家電リサイクル法公布	
	1999 H11		PCB処理始まる、ダイオキシン類対策特別措置法公布	
	2000 H12		循環型社会形成推進基本法公布	国連森林フォーラム設立
	2000		グリーン購入法公布、環境ホルモンのリスク評価開始	東南アジア酸性雨モニタリングネットワーク稼動

[農村漁村文化協会(1990)と猪俣二平(2006)と大来佐武郎(1987)と古河鋳業株式会社(1976)と産業環境管理協会(2002)と菅井(1979a)と菅井(1979b)と東海林、菅井(1984)と注(6-1)と注(6-3)と注(6-4)と注(6-5)と注(6-6)と注(6-8)と注(6-9)と注(6-10)と注(6-11)と注(6-13)と注(6-14)と注(6-15)と注(6-16)から表を作成]